

会 議 録

| | |
|-------|--|
| 会議の名称 | 平成28年度 第2回桶川市いじめ防止連絡協議会 |
| 開催日時 | 平成29年2月15日(月) (開会)午後1時30分・(閉会)午後2時50分 |
| 開催場所 | 桶川市役所仮設庁舎会議室301 |
| 出席委員 | 13名 |
| 欠席委員 | 1名 |
| 事務局職員 | 2名 |
| 議題 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長あいさつ 3 協議 <ol style="list-style-type: none"> (1) いじめの認知 (2) 桶川市のいじめに係る現状 (3) 桶川市いじめ対策委員会 (4) いじめ防止への取組 4 閉会 |
| 配付資料 | 次第 名簿 いじめの認知について 桶川市のいじめに係る現状 桶川市いじめ対策委員会 いじめ防止への取組 |

| | |
|-------|--|
| 議事の内容 | <p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 協議</p> <p>(1) いじめの認知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が示したいじめの事例についてグループで協議した後、事務局が文部科学省及び県の見解を説明した。 <p>(2) 桶川市のいじめに係る現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局が資料に基づき、本市のいじめに係る現状について報告した。 <p>会 長：事務局の説明に質問があれば発言願う。</p> <p>委 員：いじめの内容の中に、SNSで悪口を書かれたとあるが、SNSの関係は学年や年齢によって割合は変わると思うが、児童生徒のスマートフォンの所持について実態は掴んでいるか。</p> <p>事務局：携帯電話またはスマートフォンを所持している児童生徒数を抽出により調査している。その調査結果は手元にはないが、本市では、7割程度の児童生徒が所持している。</p> <p>委 員：いじめとは関係ないかもしれないが、今、インターネットでの誹謗中傷や人権侵害に係るものが増えている。教育としては、小・中学生のうちから人権教育、つまり悪口とかいじめに係るような事柄はいけないことなのだとすることを毅然と教育してもらいたい。</p> <p>会 長：小学校の低学年・高学年、中学生で、所持している割合が異なると思う。来年度以降、情報提供ができるよう準備願う。</p> <p>委 員：いじめを受けた生徒も加害生徒もいるわけだが、学校では双方に対してどのような指導がなされているのか。特に、いじめの加害生徒が別のターゲットを見つけていじめるということもゼロではない。再発させないために、どのようなことが行われるのか。</p> <p>事務局：いじめが起きた場合、いじめを受けた児童生徒より話を聞き取る。同時に、いじめを行ったとされる児童生徒にも、どのような事情でどのような行為を行ったかを確認する。その上で、相手の気持ちを考えさせ、そのような行為をしてはならないと指導する。場合により、謝罪や、その後、同様のことがないように気を付けるよう当然</p> |
|-------|--|

指導する。また、それで終わることなく、その児童生徒の行動も、いじめを受けた児童生徒の行動も随時、経過観察していく。文部科学省がこれから出そうとしているのが、どこまで経過観察をすれば解決と見なすかということで、今は案の段階だが、3か月くらいと言われている。教員にはそれだけ負担がかかるが、それだけ継続して見ていくということである。双方に時々話を聞きながら、指導を継続していくというのは通常行われている。かなり大変な作業ではあるが、他の児童生徒に対してはどうかということも当然見ていかなくはいけない。

委員：物理的に損害を与えているような場合、例えば、ランドセルを破損したというときは、保護者に対して弁償させたりするのか。

事務局：ケース・バイ・ケースだとは思いますが、保護者の理解が得られれば、そのようなことも当然、ある。保護者同士での解決ということも当然、ある。児童生徒同士では謝罪したとしても、物として弁償することは親の責任にもなるので、学校は調整はする。ただ、そのとおり理解いただけるかどうかは、その次の段階かと思う。

委員：小学校に勤務しているが、発達段階により、いじめと判断していいのかどうか、とても悩んでいる。本校ではいじめのアンケートを毎月行っている。さらに、保護者に対してもアンケートをとったり、年に何度もいじめの目撃や訴え等を聞く機会を設けたりしている。例えば、低学年児童が、自分が消しゴムを忘れて来たため、隣席の児童に貸してほしいと言ったが貸してくれなかったということもアンケートに書いたりする。頼んだのに貸してくれなかったからいじめだと。また、先ほどの事例のように、保護者からいじめではないかと言われたこともある。そのようなことをまず、どのような状況だったか確認せざるを得ない。特に低学年児童の勘違いや、見方の誤解ということもあるので、そのような対応がかなり大変だ。そのような中で、これはいじめだと学校が判断したものは、いじめとしてカウントしている。難しい。いじめ防止対策推進法では、行為だけではなく、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じたらすべていじめだという定義である。すると、自分はいじめにあっている、苦痛を感じているという訴えがあればいじめと捉えがちだが、本人の訴えだけでいじめとは決められない。十分な調査や聞き取りを大事にしている。

委員：いじめが行われた同じ教室にいる他の児童生徒に対してのフォローが必要かと思う。見て見ぬ振りをする者もいるだろう。

事務局：いじめの指導というのは、大きく分けて4つあると考えている。1つ目はいじめを受けた児童生徒、2つ目はいじめを行った児童生徒、3つ目は見ていて知っているが、傍観者と言うが、関与していない児童生徒、そして4つ目は全体、知らない児童生徒すべて。それらにおいて、ケース・バイ・ケースでどのようにどこまで伝えて指導するかは学校のやり方があるが、この4つを必ず指導の中に生かす。そうしないと、全体や傍観者に対する指導の積み重ねで、見ている場面、気付く場面、そして自分が当事者になる場面が減ってくるということに繋がるので、この4点に注意しながら組織的に指導していく。学級担任が当事者だけに指導して終わりということではなく、見ていた学級の児童生徒、他学級の児童生徒にも、事案を出すかどうかは別としても、相手を気遣っていこうと話していく。その積み重ねの中で、4つの集団に対して働き掛けるというのがいじめの指導になっている。

会長：私の経験では、「〇〇ちゃんがこういう形でいじめられたからやめてよ。」と、全員がいる前で指導をした記憶があるが、今はどちらかという個別での指導と理解してよいか。

事務局：それもケース・バイ・ケースだと思う。全員が共通認識をもっても大丈夫な人間関係があるかないかによるのではないか。おそらく会長の話は、共通認識をもてる人間関係だったのだろう。お互いがお互いのことを知っていても、気にせず関われるよい関係だったのだと思う。しかし、いじめを受けたことを知られることに抵抗のある児童生徒も中にはいて、それが悪い噂になれば、さらにいじめが助長されてしまうので、集団を見ながら、気遣いながら、指導しているというのが学校の現状ではないか。

委員：いじめの内容に、唾をかけられたり叩かれたりとあるが、これは選択肢として用意したものか、それとも本人が書いたのか。

事務局：本人の記述である。

委員：事件として届けて、いじめの認知件数に入れているということか。

事務局：被害届は出していない。

委員：認知件数の中に、そのようなものはあるか。

事務局：叩く・蹴るに対しては、そのような表現を使っているので、確かに蹴ったり叩いたりしているのだろうが、程度にもより、相手も怪我をしていないような状況も当然あるのだと思う。認知件数にも入っているが、その件数は手元にないので申し上げられない。

委員：いじめを越えていると思うが、事件でもいじめに入れているということか。

事務局：言い方を変えると、暴力行為に当たるものも、定義に照らし合わせていじめと認知する。暴力行為については、別の調査を行っている。

委員：警察に届けて対応しているということか。

事務局：警察に届けたケースではない。

委員：警察に来る話は、学校の対応が悪いという苦情ではない。殴られたり物を壊されたりやられたりというのは事件だろう。せっかくこのようにいじめと大騒ぎしているのだから、そこは統一して警察に相談するよう願っている。学校が大変なのは分かる。警察に届けてもらうのがいい。後で事が大きくなってから警察に届けても、警察が後手になってしまう。

会長：ありがとうございます。警察の方にこのような機会に意見を頂戴したので、今後周知を図っていくので、よろしく願う。

委員：SNSの件だが、桶川でもネットパトロールを行っているが、そこで発見された情報は、児童生徒が特定された場合は学校や保護者に連絡したり、児童生徒のみで話をしたりしているのか。

事務局：まず、教育委員会に報告が来るので、その内容を毎月、学校に情報提供している。実際にはネットパトロールで見られないものもあるが、こちらで報告を受けたものに関しては学校を通して、学校で必要に応じて本人や保護者に対して情報提供したり指導したりする。ただ、我々のネットパトロールに関しては、事務局が知る限り、誹謗中傷は確認できていない。実名を使って写真を掲載したり、いじめとは離れるが、被害に遭ってしまうような危険行為や、望ましくない写真が掲載されていたりするものがネットパトロールの報告に含まれている。

委員：先ほどあったように、スマートフォンを使う子供が年々低年齢化し

てきている。やはり、マナーが一番大切だと思うが、マナーについて子供たちに指導しているか。勉強会を開いたりしていると思うが、それはどのくらいか。1年に何回、学校によっては1年に1回やったからもういいというところもあるかもしれない。どの学年から指導していくのか等を教えていただきたい。

事務局：中学校では毎年1回、必ず非行防止教室を開き、扱っている。小学校では保護者を対象に行っているケースもある。生涯学習の一環として、親の学習として行っていることもある。また、道徳の教材で扱ったり、新聞記事を用いて学級で指導したり、そのようなことは継続してタイムリーに行っているとは認識しているが、細かくどの学校でいつ何回やっているかということは把握していない。

委員：昔と違い、インターネット関係のいじめがだんだん多くなっていて、そしてまた、分かりづらいところでいじめられている子供たちが数多くいるから、もっといろいろな情報を得て対応していかなければならないと思うので、よろしく願う。

(3) 桶川市いじめ対策委員会

- ・事務局が資料に基づき、本年度の桶川市いじめ対策委員会の取組について説明した。

会長：事務局の説明に質問、意見があれば発言願う。

- ・委員からの質疑・意見なし。

(4) いじめ防止への取組

- ・事務局が資料に基づき、市教育委員会の取組について紹介した。

会長：本年度のいじめに関する取組について、報告願う。

秘書広報課：市長が毎月、市内11校であいさつ運動を行っている。秘書担当も随行しており、あいさつで児童生徒の様子を見るということで一躍を担っているのではないかと思う。広報ではいじめ防止啓発の記事を掲載している。必要があれば、教育委員会と協力して巻頭で特集を組むということも決して不可能ではない。その節には桶川市の状況のようなものは、市民にどのくらいの頻度で取り組んでいるのかをお知らせする形になるので、教育委員会、各学校の取組の取材等も必要になってくると思う。また、広聴では、直接的に児童生徒から投函されることは少ないが、市内各所に市長への提案箱を配

置している。過去の例では、保護者からの投函はあったが、児童生徒から直接投函されることがあれば、当然市長が目を通すので、市長を通じて、学校現場に確認するという対応につながる。

こども支援課：「こどもと家庭なんでも相談」という相談業務がある。家庭児童相談員という専門の相談員が、基本的に火曜日と木曜日に9時から16時まで、専用回線で相談を受けている。相談の内容は、基本的には家庭内の人間関係や、子供自身の相談を受けることになっているが、子供から直接相談を受けるということは、まずない。だいたい保護者から、育児のこと、夫婦関係のこと、子供の発達のこと、不登校のことなどが相談内容で、議題になっているいじめに係る相談は、相談記録を見ても1年間を通してない。ただ、当課では、児童虐待という業務を所管しており、いじめへの対応も児童虐待への対応も、いずれも子供の人権を守る仕事であると考えている。1つの課では解決できない問題なので、ここに集う各課・機関と連携していきたい。

安心安全課：防犯パトロールについて、防犯推進委員等を中心に行っており、平成29年度の防犯体制の強化を図り、活動している。職員の青色パトロールなどで、子供たちの様子を見ている。今後もしじめのことについても、防犯推進委員の会議の中でも議題にしていく。

保育課：放課後児童クラブを所管している。放課後、共働き等で家庭に保護者がいない児童を預かっているところだが、いじめに関する具体的な事例の報告を受けていないので、クラブの中でのいじめはないという認識をもっている。ただ、子供の学校での人間関係がそのままクラブに持ち込まれるということも想定されるので、いじめの事例があれば、情報を提供していただきたい。クラブにいるときの子供の顔というのは教育現場にいるときと異なる表情を見せることがあるので、いろいろな状況を踏まえていじめに対して対応していきたい。また、こちらから気になることがあれば、学校に伝えるような連携が図れたらよいと思うので、よろしく願う。

人権・男女協働参画課：直接いじめにつながるようなことは難しいが、人権について考え、子供のうちからいい悪いの判断をつける、友達と仲良くするというようなことも含め、昨年、今年と保育所で、人権擁護委員が紙芝居を通して人権教室を行っている。相談業務も行っているので、女性相談や人権相談で、家族のことについての相談の中に子供のことやいじめのことが出てくれば、教育現場との連携が図れると思う。

生涯学習文化財課：インターネットとの関係で、子供たちに携帯電話やスマートフォンを持たせるのは親だということで、小学校の就学時検診、中学校の入学説明会に、新入生の保護者に向けて埼玉県のネットアドバイザーによる親の学習というものを今年も実施した。受講率は新入生保護者の9割を超えている状況であるので、ある程度情報は保護者には伝わっていると感じている。人権教育という観点から、生涯学習課でも人権標語の募集や人権作文を通して、児童生徒に意識の醸成を図ることを行っている。PTAでは、巡回指導員が30数名おり、当課と情報交換しているが、現在のところ、巡回中にいじめを発見したということは、ここ数年ない。今後も指導員とともに取り組んでいく。

スポーツ振興課：スポーツ少年団では、子供たちの競技に対する団体スポーツシップを磨いているが、各指導者からこれまで、いじめの情報はないが、あった場合は教育委員会と連携し、対策、防止について取り組んでいく。指導者に対する研修等についても、年に数度行っているので、いじめについても併せて情報提供または関わり方なども研修に取り入れてもよいかと感じている。

校長会：いじめの早期発見のため、児童と保護者を対象に、定期的にアンケートを行っている。教員による日々の観察、本人・保護者・地域住民からの情報をもとに、早期発見に努めている。情報が入ったところで、事実確認、その後、該当する児童、さらには学級、学年、全校と、それぞれ指導している。また、道徳をはじめとする学校での教育活動、様々な集会での心の教育の実施、児童会・生徒会によるいじめ撲滅、いじめゼロへの呼びかけ運動などと学校により実施している。

教育センター：不登校児童生徒のための適応指導教室と、相談業務がある。相談業務は面接相談と電話相談があり、これまで、いじめに関するものは意外となく、たった1件である。いじめが主たる相談ではなく、学業成績に関する相談に関係して、悪口を言われているという話があった。これについては学校と連携し、改善している。学校と異なり、能動的な対策ではなく、すべて来てくれないと対応できないという受動的な対応をしている。センター業務から外れるが、いじめ防止対策推進法が施行され、この協議会が今日開催されている。そこで、改めていじめ防止対策推進法の7条を読んでもたら、全教育活動を通じ、道徳教育、体験活動の充実、必要なら措置を講ずるとある。国は道徳教育の充実ということで、2018年度に小学校

で道徳科の教科を実施する。中学校では2019年から実施する。これまでとの大きな違いは、検定教科書を使った教科指導がされるということである。この道徳科の教育の中には、心配されていたICTに関連した情報モラル教育に関するものを必ず入れないといけないとある。小学1年生から中学3年生まで、それぞれ年に1回程度は必ず情報関連に関する教育がなされる。もちろん今回道徳科という教科が発足し、教科書が検定される根拠になるのはこのいじめ防止対策推進法の施行と同意のことだが、滋賀県大津市の中学生いじめ事件である。であるから、道徳科が重視しているものは、児童生徒の自立心や、命の尊重、思いやりの気持ち等を計画的に育てるということだ。いよいよ来年度から始まるので、そのようなことが充実していることが積極的な防止推進策になると思っている。道徳教育の充実、学校にはいろいろな課題が降りかかっているが、道徳教育の充実が前進していけばよいと思っている。

P T A 連 合 会 : いじめの形に限らず、育児放棄や貧困という形も含めて、保護者の横のつながりを大切にしている。各地区でいろいろな相談に乗っていること以外に、保護者を孤立させないという活動を行っている。それに応じていろいろな形で話を聞ける、ヒアリングを受けるという形の対応をとっている。それに関して2月18日、きずなというテーマで11校が生涯学習センターで300人規模の保護者を集め、子育て、その他諸々の話をしていくという形での対策が行われる。保護者に関しては、保護者自身がSNSやマスメディアの情報に左右されがちなので、事務局にはお願いがあり、このような素晴らしい会を桶川市が行っているところを積極的にアピールし、事前に問題を摘んでいくということが大事と思うので、時間をかけて集まり、このような大事な話をしているということ、広報等を含めてアピールしていただきたい。

上尾警察 : 警察に遠慮なく相談してほしい。警察は組織で動いており、すべての案件について、日に2度、報告している。また、24時間、休日でも対応できる。警察を利用してほしい。

青少年問題協議会 : 定例会議を開きながら、地域の方々、学校関係、P T A の連携の下、どちらかというとなり非行問題が中心となるが、中でも、いじめ問題が課題として大きい。互いに情報提供しながら連携していきたい。

会 長 : それぞれ発言いただいたが、互いに聞いてみたいことがあれば、発言願う。

- ・ 委員からの発言なし。

会 長：いろいろな意見をいただいた。ありがとうございます。我々も、いじめか事件かということを見分けて対応していかないと、問題が複雑になると思うので、そのような視点をもって対応していきたい。情報が集まりやすい組織、そこから出てきたもの、それを使う組織。せつかくの機会なので、横のネットワークをうまく使いながら、また、啓発をしやすい組織というものもある。せつかくの機会なので、こういうものも使いながら、いじめのない社会というものが一番いいわけなので、ぜひ協力を願う。また、会議だけではなく、情報が集まったら随時、学校支援課事務局に出していただければ、関係機関と連絡を取り、早期対応をしていく。

(5) その他

会 長：これまでの報告や協議のほか、意見等があれば発言願う。

- ・ 委員からの発言なし。

4 閉会

以上